

## 過誤の流れについて

- ①事業所が保険者へ過誤申立てを行う。
- ②保険者が国保連合会へ過誤のデータを送信する。
- ③国保連合会において過誤の決定を行い、事業所と保険者へ通知する。
- ④過誤決定通知を受けた事業所が正しい請求を行う。
- ⑤国保連合会で審査を行い、事業所へ介護報酬が支払われる。

これが基本的な流れになります。より詳しいスケジュールは下記のようになります。

- ①事業所が保険者へ過誤申立てを行う。

申請書はホームページにありますので、そちらに記入の上、提出をお願いします。

添付書類は特に定めていませんが、誤ったところと正しいところがあるようにお願いいたします。

想定している添付書類としては介護給付費明細書で（正）と（誤）の両方を添付する等です。

- ②保険者が国保連合会へ過誤のデータを送信する。

保険者は国保連合会へ過誤のデータを毎月16日頃（休日の場合や業務の都合により前倒し）に行っています。

保険者が国保連合会へデータを送信した後に過誤申立てをしても、その月の受付は終了しているため翌月のデータ送信となります。

**そのため、事業所はその月に過誤を行いたい場合は余裕を持ち10日頃までにはご提出ください。**

- ③国保連合会において過誤の決定を行い、事業所と保険者へ通知する。

国保連合会は保険者から受けとった過誤のデータを確認し、過誤の決定を行う。

過誤決定の通知をデータを受け取った月の翌月はじめに事業所と保険者へ通知する。

④過誤決定通知をうけた事業所が正しい請求を行う。

事業所は③で受け取った過誤決定通知書を確認し、正しい請求を国保連合会へ行う。

事業所が請求を忘れてしまうとそのまま介護報酬は支払われませんのでご注意願います。

場合によっては給付管理表の修正が必要な場合もあります。その場合はケアマネジャーが給付管理表の修正後に再請求となります。

⑤国保連合会で審査を行い、事業所へ介護報酬が支払われる。

再請求を行った翌月に国保連合会から介護報酬が支払われます。

### 過誤のスケジュールの例

#### パターンA

①事業所が保険者へ過誤申立書を6月10日に提出。

②保険者が国保連合会に6月16日に送付。

③国保連合会から過誤決定通知書を7月1日に受け取る。

④事業所は7月10日までに再請求する。

⑤8月に国保連合会から支払われる。

#### パターンB

①事業所が保険者へ過誤申立書を6月20日に提出。

②保険者が国保連合会に7月16日に送付。

③国保連合会から過誤決定通知書を8月1日に受け取る。

④事業所は8月10日までに再請求する。

⑤9月に国保連合会から支払われる。

上記のパターンAとBのように同じ6月提出でも再請求月が変わります。

つくばみらい市では国保連合会へのデータ送信を締切（16日前後）まで待ちますが、都合により早めに送る場合もあります。

こちらを参考に過誤のスケジュールを考えて申請していただくようお願いいたします。